

代理 宅建 R03(12)-05-1 <<#964>>

【問】

AがBの代理人として行った行為に関する次の記述について、**正誤をつけよ**。なお、Bの追認はないものとする。

AがBの代理人として**第三者の利益を図る目的**で代理権の範囲内の行為をした場合、**相手方C**がその目的を知っていたとしても、AC間の法律行為の効果は**Bに帰属する**。✖

→ 無権代理

【答え】 誤り

《ポイント》 代理権の濫用

代理人が**自己又は第三者の利益を図る目的**で代理権の範囲内の行為をした場合において、**相手方**がその目的を知り、又は**知ることができたとき**は、その行為は、**代理権を有しない者**がした行為とみなす。

⇒ 無権代理行為

相手方が**善意・無過失** ⇒ **有効な代理行為として、本人・相手方に効果が帰属する**

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

5音記

